

改正

令和3年3月19日告示第126号

令和4年7月26日告示第426号

令和8年3月30日告示第147号

奈良市身体障害者等訪問入浴サービス事業実施要綱

(趣旨)

第1条 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第77条第3項の規定に基づき実施する奈良市身体障害者等訪問入浴サービス事業（以下「訪問入浴サービス」という。）については、奈良市障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行条例（平成18年奈良市条例第44号。以下「条例」という。）及び奈良市障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行細則（平成18年奈良市規則第80号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の定義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 訪問入浴サービス 身体障害者及び身体障害児（以下「身体障害者等」という。）につき、居宅における入浴の介護を提供するサービス
- (2) 支給決定障害者 第5条の規定により支給決定を受けた身体障害者等
- (3) 支給量 1月に提供を受けることができる訪問入浴サービスの量
- (4) 支援事業所 第3条第2項の規定により市と委託契約を締結した事業所

(事業内容)

第3条 訪問入浴サービスは、身体障害者等の健康の増進と衛生の保持を図ることを目的とし、移動式の浴槽等の入浴設備を次条の対象者の居宅に運搬し、入浴介助者を派遣して実施するものとする。

2 訪問入浴サービスは、当該事業を適切に行うことができると認める事業所に委託して行うものとする。

(対象者)

第4条 訪問入浴サービスを利用することができる者は、規則第27条第1項第11号に規定する要件

を満たし、次の各号のいずれかに該当する者で在宅のものとする。

(1) 身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条の規定により身体障害者手帳の交付を受けた者で、身体障害者福祉法施行規則（昭和25年厚生省令第15号）別表第5号身体障害者障害程度等級表に定める肢体不自由1級又は2級のもの

(2) 前号に準ずる者

(利用申請)

第5条 訪問入浴サービスを利用しようとする者（以下「申請者」という。）は、規則第28条の規定に基づき、規則で定める申請書に次に掲げる書類を添えて、市長に提出するものとする。

(1) 医師の診断書（別記第1号様式）

(2) 誓約書（別記第2号様式）

2 市長は、前項の規定に基づく申請書を受理したときは、その内容を審査し、支援事業所と協議した上、訪問入浴サービスの利用の可否を決定し、利用を認めたときは地域生活支援事業利用（変更）決定通知書（別記第3号様式）により申請者に通知するものとし、利用を認めないときはその旨を申請者に通知するものとする。

3 訪問入浴サービスの有効期間は、前項の規定に基づく支給決定の日から1年の範囲内とする。

4 市長は、第2項の規定により訪問入浴サービスの利用を決定したときは、支援事業所に対し、身体障害者等訪問入浴サービス事業委託（変更）決定通知書（別記第4号様式）に第1項の申請書、医師の診断書及び誓約書の写しを添えて通知するものとする。

(支給量)

第6条 1月の支給量は10日を上限とする。ただし、医学的判断等により、1月当たり10日を超える支援が必要な場合は、1月の支給量の上限を14日とすることができる。この場合において、医師の診断書等の支給決定障害者の身体状況が分かる書類を提出するものとする。

(変更申請)

第7条 第5条第2項の規定により決定された内容について変更しようとするときは、規則第28条第4項の規定に基づき、規則で定める申請書により市長にその旨を速やかに申請しなければならない。この場合において、支援事業所を変更しようとするときは、第5条第1項に定める書類を添付しなければならない。

2 市長は、前項の規定による申請書を受理したときは、その可否について審査し、必要に応じて支援事業所と協議した上、支給決定障害者にその旨を通知するものとする。

(決定通知書の再交付申請)

第8条 身体障害者等訪問入浴サービス事業委託（変更）決定通知書を紛失又は破損した場合は、速やかに再交付を申請するものとする。

（資格喪失）

第9条 支給決定障害者が、次の各号のいずれかに該当する場合には、この利用資格を喪失するものとする。

- （1）死亡したとき。
- （2）有効期間内において本市に住所を有しなくなったとき。
- （3）第4条に規定する要件を満たさなくなったとき。
- （4）自ら利用の辞退を届け出たとき。
- （5）利用に関し虚偽の申請をしたとき。
- （6）利用の要否に係る調査に応じないとき。

（費用の負担）

第10条 訪問入浴サービスに要する費用（以下「訪問入浴サービス費」という。）は、1回当たり14,000円とする。

2 支給決定障害者及びその保護者は、規則第29条の規定に基づく負担上限月額範囲内において、前項に定める額に条例第6条に規定する割合を乗じて得た額を支援事業所に直接支払うものとする。

（費用の支弁）

第11条 訪問入浴サービス費については、前条第1項に定める額から、前条第2項の利用者負担額を控除した額を本市が支弁し、支援事業所に支払うものとする。

（利用者等の遵守事項）

第12条 支給決定障害者及びその介護者又は保護者は、次に掲げる事項を守らなければならない。

- （1）支給決定障害者の入浴時における事故を防止するため、訪問入浴サービスを受ける前に主治医等の意見を聴き、必要に応じて診断を受けさせること。
- （2）訪問入浴サービスを利用する際は、家族とともに、派遣された入浴介助者に協力すること。
- （3）支給決定障害者が病気その他の理由で訪問入浴サービスを受けることができなくなったときは、直ちにその旨を支援事業所に連絡すること。

（事業所の設置基準等）

第13条 支援事業所の人員に関する基準は、次のとおりとする。

- （1）支援事業所ごとに置くべき訪問入浴サービスの提供に当たる従業員（以下「サービス提供

従事者」という。)の員数は、次のとおりとする。ただし、次の各号のサービス提供従事者のうち1人は常勤でなければならない。

ア 看護師又は准看護師 1人以上

イ 介護職員 2人以上

(2) 支援事業所は、専らその職務に従事する常勤の管理者を置かなければならない。ただし、支援事業所の管理上支障がない場合は、当該事業所の他の職務に従事し、又は敷地内にある他のサービスを提供する事業所、施設等の職務に従事することができるものとする。

(3) 管理者は、支援事業所の管理、訪問入浴サービスの利用に関する調整、業務の実施状況の把握その他の管理を一元的に行うものとする。

2 支援事業所の設備等に関する基準は、次のとおりとする。

(1) 支援事業所には、事業の運営を行うために必要な広さを有する専用の区画を設けるほか、訪問入浴サービスの提供に必要な浴槽類の設備及び備品を備えなければならない。

(2) 訪問入浴サービスの提供に用いられる設備、器具その他の用品の使用に際しては、安全及び清潔の保持に留意し、次の事項について留意すること。

ア 浴槽等利用者の身体に接触する設備、器具その他の用品については、利用者1人ごとに消毒された清潔なものを使用し、使用後に洗浄及び消毒を行うこと。また、保管に当たっても、清潔保持に留意すること。

イ 皮膚に直接触れるタオル等については、利用者1人ごとに交換し、又は、個人専用のものを使用する等、安全清潔に留意すること。

ウ 消毒方法について、マニュアルを作成する等の方法により、サービス提供従事者に周知すること。

(費用の請求)

第14条 支援事業所は、訪問入浴サービス費から利用者負担を控除した額について、訪問入浴サービスを実施した月の翌月10日までに、請求書に奈良市身体障害者等訪問入浴サービス事業利用実績記録表(別記第5号様式)及びその他市長が必要と認める書類を添えて請求するものとする。ただし、訪問入浴サービスを実施したにもかかわらず、やむを得ない事情により、実施した月の翌月に請求書の提出ができない場合は、実施した年度中に市長に請求するものとする。

2 市長は、支援事業所から前項の規定に基づく請求があった場合は、これを審査し、請求日から30日以内にこれを支払うものとする。

(不正利得の返還請求)

第15条 市長は、偽りその他不正の行為により訪問入浴サービスの支給を受けた者があるときは、その者から、当該訪問入浴サービス費の額の全部又は一部に相当する額を徴収することができる。

2 市長は、支援事業所が偽りその他不正の行為により訪問入浴サービス費の支給を受けたときは、その支援事業所から当該訪問入浴サービス費の額の全部又は一部を返還させることができる。

(その他)

第16条 この要綱に定めるもののほか、訪問入浴サービスの実施について必要な事項は、その都度市長が定めるものとする。

附 則

(施行期日)

1 この告示は、平成26年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この告示の施行前に訪問入浴サービスの利用の決定を受けている者に係る訪問入浴サービスの利用については、この告示の規定にかかわらず、現に受けている地域生活支援事業の利用の決定期間内に限り、なお従前の例による。

附 則 (令和3年3月19日告示第126号)

(施行期日)

1 この告示は、令和3年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この告示の施行の際、現にこの告示による改正前のそれぞれの要綱の規定に基づき作成されている用紙は、当分の間、必要な調整をして使用することができる。

附 則 (令和4年7月26日告示第426号)

(施行期日)

1 この告示は、令和4年7月26日から施行する。

(経過措置)

2 この告示の施行の際、現にこの告示による改正前のそれぞれの要綱の規定に基づき作成されている用紙は、当分の間、必要な調整をして使用することができる。

附 則 (令和8年3月30日告示第147号)

この告示は、令和8年4月1日から施行する。

別記

第 1 号様式 (第 5 条関係)

診 断 書

氏名		男・女	年 月 日生 (歳)	
住所				
尿	蛋白 - ± +	糖 - ± +		
血压				
眼	視力 左 () 眼疾 右 () トラコーマ 無 有			
循環器			胸部X線所見 (間・直) 年 月 日撮影	
呼吸器				
皮膚				
認知症				無 ・ 有
梅毒検査				陰性 ・ 陽性
HB S 抗原				陰性 ・ 陽性
検便	虫卵 無 ・ 有	赤痢菌	無 ・ 有	
※陽性の場合定量及び治療効果等の所見検査結果表の添付をお願いします。				
入浴の可否				
施設への 移送の可否				
その他所見				

上記のとおり診断する。

年 月 日

医療機関名
担当医師名

印

身体 の 状 況	障害の程度	種 級		部 位	
	視 力	<input type="checkbox"/> 普通	<input type="checkbox"/> 弱視	<input type="checkbox"/> 喪失	
	聴 力	<input type="checkbox"/> 普通	<input type="checkbox"/> やや難聴	<input type="checkbox"/> 難聴	
	言 語	<input type="checkbox"/> 普通	<input type="checkbox"/> 障害あり	<input type="checkbox"/> 喪失	
	特記事項				
精 神 の 状 態	記 憶	<input type="checkbox"/> 普通	<input type="checkbox"/> やや悪い	<input type="checkbox"/> 大変悪い	
	意思の疎通	<input type="checkbox"/> 普通	<input type="checkbox"/> やや悪い	<input type="checkbox"/> 大変悪い	
	問題行動 (具体的に)				
日 常 生 活 動 作 の 状 況	歩 行	<input type="checkbox"/> 自分で歩ける	<input type="checkbox"/> 器具又は介助によりできる	<input type="checkbox"/> 歩行不可能	
	排 泄	<input type="checkbox"/> 自分で便所に行ける	<input type="checkbox"/> 夜間おむつを使用 <input type="checkbox"/> 尿器を使用	<input type="checkbox"/> 常時おむつ使用	
	食 事	<input type="checkbox"/> スプーン等を使用すれば自分で食事ができる	<input type="checkbox"/> スプーン等を使用し、一部介助すれば食事ができる	<input type="checkbox"/> すべて介助しなければならない	
	入 浴	<input type="checkbox"/> 自分で入浴でき、洗える	<input type="checkbox"/> 洗う時や浴槽の出入りに介助を要する	<input type="checkbox"/> すべて介助しなければならない	
	着 脱 衣	<input type="checkbox"/> 自分で着脱できる	<input type="checkbox"/> 手を貸せば着脱できる	<input type="checkbox"/> すべて介助しなければならない	
介護上の留意点					

誓約書

年 月 日

（宛先）奈良市長

（申請者）住所
氏名

この度申請をいたしました次の者の訪問入浴サービスの利用に関し、不可抗力により発生しました事故については、異議申立てをいたしません。

対象者氏名

第 号
年 月 日
奈良市長

地域生活支援事業利用（変更）決定通知書

障害者総合支援法第77条に規定する事業の利用（変更）決定について、下記のとおり通知します。

記

受給者番号		支給決定障害者 （保護者）氏名
支給（変更）決定日		支給決定に係る児童氏 名
有効期間		
本人住所		

支援の種類・内容	利用者負担額	利用者負担上限額
備 考		

注 意 事 項	1 本事業を利用する際は、この通知書を事業者に提示してください。 2 記載事項等に変更があったときには、奈良市長にその旨を届けてください。
---------	--

教示

この部分に不服申立て、取消訴訟等について記載する。

第4号様式（第5条関係）

身体障害者等訪問入浴サービス事業委託（変更）決定通知書

年 月 日

様

奈良市長

印

奈良市身体障害者等訪問入浴サービス事業について、利用者を次のとおり決定したので通知します。

対象者名	
受給者番号	
有効期間	年 月 日 ~ 年 月 日
決定支給量	1月当たり 日
利用者負担額	
指示事項	

第5号様式 (第14条関係)

年 月分

奈良市身体障害者等訪問入浴サービス事業利用実績記録票

受給者 番号										利用者等氏名 (児童氏名)	事業者番号											
支給量											事業所名											
利用者負担上限月額												円										
当月利用者負担額												円										

日付	曜日	サービス内容	サービス提供時間			サービス費	利用者負担額	サービス提供者等 確認欄	利用者 確認欄	備考
			開始時刻	終了時刻	提供時間数					
			；	；						
			；	；						
			；	；						
			；	；						
			；	；						
			；	；						
			；	；						
			；	；						
			；	；						
			；	；						
			；	；						
			；	；						
			；	；						
			；	；						
			；	；	提供回数合計	サービス費合計	利用者負担額合計	公費負担額合計		
合 計										